

第4章 施策の展開

基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の提供

今後も子育て家庭の環境の変化に対応できるよう、適切な教育・保育サービスの提供に取り組みます。また、待機児童の解消に向け、保育の提供体制の整備に取り組みます。

施策項目	①幼稚園・認定こども園における教育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 施設型給付園への移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定(3～5歳)	1,363	1,360	1,325	1,310	1,291
	2号認定(3～5歳)	261	236	208	187	167
	合計①	1,624	1,596	1,533	1,497	1,458
確保量	1号認定(私学助成を受ける幼稚園、施設型給付幼稚園及び認定こども園)	2,554	2,219	2,219	2,219	2,219
	2号認定(私学助成を受ける幼稚園)	261	236	208	187	167
	合計②	2,815	2,455	2,427	2,406	2,386
過不足②-①		1,191	859	894	909	928

【提供体制・確保方策の考え方】

- 令和6年度現在、私学助成を受ける幼稚園6園、施設型給付幼稚園3園、認定こども園10園があり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

施策項目	②保育園・認定こども園における保育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 1～2歳児に待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行なえるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。		

【量の見込み及び確保量】

■ 3～5歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）①	1,267	1,304	1,311	1,338	1,361
確保量	認可保育園	582	559 582	559 582	559 582	559 582
	認定こども園	740	833	833	833	833
	合計②	1,322	1,392 1,415	1,392 1,415	1,392 1,415	1,392 1,415
過不足②-①		55	88 111	81 104	54 77	31 54

■ 2歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定（2歳）①	473	461	512	541	570
確保量	保育園（※）	284	275 284	275 284	275 284	275 284
	認定こども園	124	154	154	154	154
	合計②	408	429 438	429 438	429 438	429 438
過不足②-①		▲65	▲32 ▲23	▲83 ▲74	▲112 ▲103	▲141 ▲132

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

■ 1歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定（1歳）①	372	406	426	445	466
確保量	保育園（※）	227	225 227	225 227	225 227	225 227
	認定こども園	104	114	114	114	114
	合計②	331	339 341	339 341	339 341	339 341
過不足②-①		▲41	▲67 ▲65	▲87 ▲85	▲106 ▲104	▲127 ▲125

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

■ 0歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定（0歳）①	136	134	131	129	127
確保量	保育園（※）	154	145 154	145 154	145 154	145 154
	認定こども園	75	78	78	78	78
	合計②	229	223 232	223 232	223 232	223 232

過不足②-①	93	89 98	92 101	94 103	96 105
--------	----	-------	--------	--------	--------

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

【提供体制・確保方策の考え方】

- 本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度以降、2,290人、令和8年度以降は2,383人であることから、3号認定（1～2歳児）の確保量は足りない見通しです。今後、保育士修学資金貸付制度を活用した、保育人材の育成及び確保に努め、受入れ児童数を確保していきます。また、就学前児童数は減少傾向にあることから、適正な定員確保に努めていきます。